

<原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分>

●交付対象者

原子力発電施設等の所在市町村

(出力35万kW以上。発電用施設周辺地域整備法施行令に掲げる関連施設を含む。ただし、実用ウラン濃縮加工施設、廃棄施設、使用済燃料の再処理施設(機構が設置するものを除く。)、MOX燃料の加工施設、使用済燃料の貯蔵施設は除く。)

●交付期間

運転開始翌年度～運転終了まで

●交付限度額

[商用原子力発電施設に係る交付限度額]

- ・基本交付金額: 交付単価(1MWh当たり31円) × 前々会計年度における発電電力量(MWh)
- ・15年以上、30年以上、40年以上経過する原子力発電施設についてはそれぞれ1億円を加算。
- ・原子力発電施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量1トン当たり40万円を加算。

[独立行政法人日本原子力研究開発機構が設置する施設に係る交付限度額]

対象施設の設備能力区分、発電電力量区分および使用済燃料の貯蔵量区分に応じ、下記交付単価表A～Hに掲げる金額の合計額が毎年交付されます。

・設備能力区分

	交付単価表A	交付単価表B	交付単価表C
設備出力(万kW)	交付単価(億円)	交付単価(億円)	交付単価(億円)
100未満	1.0	0.5	0.5
100～200未満	2.0	1.0	0.75
200～300未満	3.0	1.5	0.875
300～400未満	4.0	2.0	0.9375
以下100万kW当たり	1.0億円増	0.5億円増	100万kW毎に額を設定
	施設の設備能力の区分に応じて交付	運転開始後15年以上経過する施設について、その設備能力の区分に応じ交付	運転開始後30年以上経過する施設について、その設備能力の区分に応じ、表に掲げる金額の2倍を交付

・発電電力量区分

	交付単価表D	交付単価表E	交付単価表F
設備出力(万kW)	交付単価(億円)	交付単価(億円)	交付単価(億円)
100未満	0.1	0.05	0.06640
100～200未満	0.2	0.1	0.12728
200～300未満	0.3	0.15	0.18312
300～400未満	0.4	0.2	0.23431
以下100万kW当たり	0.1億円増	0.05億円増	100万kW毎に額を設定
	前々会計年度における発電電力量の区分に応じて交付	運転開始後15年以上経過する施設について、その発電電力量の区分に応じ交付	運転開始後30年以上経過する施設について、その発電電力量の区分に応じ、表に掲げる金額の2倍を交付

・運転開始後の経過年度区分

	対象施設・年度	交付単価(億円)
交付単価表G	運転開始後40年を経過する年度	1.0

※運転開始後40年を経過する施設(深地層研究施設を除く)について、運転開始後40年を経過する年度に一定額を交付。

・使用済燃料の貯蔵量区分

	貯蔵量	交付単価(1トン当り、万円)
交付単価表H	施設のサイト内の貯蔵設備において、1.48炉心分を超えて貯蔵されている使用済燃料の量	40

※施設のサイト内における使用済燃料の貯蔵量に応じて定額を交付。

●原子力発電施設等立地地域長期発展対策交付金相当部分における新検査制度に対応した交付金の特例加算措置

・新検査制度に基づく原子炉停止間隔の延長に係る保安規定変更認可申請がなされた原子力発電所が所在する自治体に対して加算措置(2,000万円×5年間)があります。